

猪名川町南部地域包括支援センター運営業務委託に係る公募型プロポーザル 質問に対する回答

実施要領 該当ページ	項目	内 容	回 答	
1	P1~2	5.募集区域	募集地域が猪名川町学区、白金小学校区、つつじが丘小学校区となっており、弊社の担当地域から外れています。 しかし記載のある通り 【ただし、募集区域外であっても、法人が町内で運営している介護保険事業所の所在地にセンターを併設する場合は、来所が困難な住民に対して、可能な限り訪問により対応することを応募の条件とする】 に該当するものと考えているが、認識の違いは無いでしょうか。 また記載には併設する場合の可能な限り訪問により対応することとありますが、頻度や細かな決まりなどはありますか。	お見込みのとおりです。 利用者の家族等が相談のため来所したい場合などに、交通事情等の理由により来所が困難な状況等があれば、可能な限りセンター職員が訪問するように努めてください。頻度や決まりなどは設定しておりません。
2	P2	7.委託料（上限額）	年間委託料 ¥17,850,000の根拠ですが、この金額のうち人件費と事務費の内訳は設けられているのでしょうか。もし事業所を弊社敷地外で構えること考えた場合、地域包括の事務所を構えるための費用もこの¥17,850,000に含まれているのでしょうか。（例えば家賃代等）	委託料は予算の上限額をお示ししています。上限額の積算としては、人件費1名あたり5,000千円、事務費は人件費の15%です。新たに事務所を設置する場合の賃貸料については、1カ月50千円を委託料に含んでいます。
3	P2~3	8.参加資格要件 (3) 契約保証金	・契約保証金とはどのようなものですか。 具体的に金額を示して頂く事はできませんか。	契約保証金とは、確実な契約履行の担保として受託者が発注者に対して支払う「金銭的保証」です。詳細は、猪名川町財務規則第92条に規定のとおりです。 本業務委託は、長期継続契約に該当するため、令和5年10月から令和8年3月の2.5年の委託料総額を1年あたりの額に換算した額の100分の10以上の金額が契約保証金となります。 【以下参考】 第92条 契約担当者は、契約の相手方をして、契約金額（長期継続契約にあつては、契約金額を1年間当たりの額に換算した額）の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。 (1) 契約の相手方が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。 (3) 政令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に町と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき。 (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。 (6) 任意契約を締結する場合において、契約金額が100万円以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。 (7) 国又は地方公共団体等と契約するとき。
4	P4	11.委託の条件 ○運営 (5) 緊急時等の連絡	「地域包括支援センターの開設時間外においても、緊急時に連絡を取れるように必要な措置を講じること」とありますが、①「緊急時」とは何を想定していますか。②町や基幹型包括とのやり取りはセキュリティ対策を講じた上で、一般的なインターネットを介した（メール）やスマートフォン等のモバイル機器を想定しておけばいいですか。（緊急時と通常時で連絡方法の違いがありますか。）	①「緊急時」とは、地震や台風などの自然災害によりセンターの開所（閉所）について緊急対応が必要な場合を想定しています。窓口開設時間の規定にかかわらず、開設時間外あるいは休業日等においても緊急時に連絡が取れるよう職員の緊急連絡体制を整え、必要な措置を講じてください。なお、緊急体制については、受託者の運営本体施設等との連携による対応としても差し支えありません。②お見込みのとおりです。連絡方法は緊急時と通常時で対応を変えていただく必要はありませんが、町や基幹型包括との連絡調整がスムーズに行える体制を整えてください。
5	P4~5	11.委託の条件 ○設置場所	弊社でもし地域包括支援センターを運営するとなった場合、弊社敷地内にある1室を使用し運営するイメージです。現状は施設外に新たな場所を借りる等の検討はしていませんが、募集地域から外れている状況で敷地内での運営は可能という認識で宜しかったでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	P4~5	11.委託の条件 ○運営	人員配置として ・月～金 8:45-17:30 必要3職種それぞれ1名ずつ上記日時に配置しておかなければならない認識で間違いはないでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	P5	11.委託の条件 ○設備 (2)	設備の部分で専用事務スペースや相対/会議機能を有する専用スペースとありますが、具体的にどれ程の広さが必要など決まりはありますか。 また1室で対応する場合、相談や会議機能を有する専用スペースはパーテーション等で区切る等の対応で可能ですか（しっかりとした壁を作るなどの部屋/空間が必要なのか）。またプリンタやFAXは併設する施設と同じものを使用してはいけないのでしょうか。	センターの運営にあたって必要な広さを確保してください。事務所の広さに対して平米数の要件は設けません。 1室での対応及びパーテーションでの仕切りも可としますが、会議時や相談者と面談する際にはプライバシーへの配慮を必ず行ってください。 プリンタは併設する施設のものを使用しても構いませんが、ファックスについては、センター利用者の個人情報併設する施設内で混在することがなく適正な管理が行える状況であれば併用可能とします。

8	P5~6	11.委託の条件 ○設備・人員配置	<p>10のスケジュールで考えた場合、5月の下旬に候補者の決定、その後契約締結後（5月中旬）より準備期間に入りますが、人員配置について3職種の専門性も高いことから採用等に時間を有してしまう可能性が考えられます。また設備面も物品の購入やもし運営にあたり軽微な工事等が必要な場合は、それにも時間が必要となる可能性もあり、10月1日の開設が遅れてしまうことも考えられます。そういった場合、開設期間を延ばすことは可能でしょうか。また延ばすことが可能な場合はどの程度可能なか教えていただきたいです。</p>	<p>3職種の確保については、昨今の雇用情勢などからも大変苦慮される場所であると認識しておりますが、原則として令和5年10月1日からの開設とします。実施要領6ページ「11.委託の条件、○人員配置（3）」に記載のとおり、「常勤職員を配置することが著しく困難な場合にあっては、（中略）センター職員の一部を常勤換算方法により必要人員数を確保することで足りるものとします。」としています。 センター事務所の整備に関しても、開設予定日から業務を開始できるようご対応ください。</p>
9	-	-	<p>地域包括支援センターでは介護予防支援事業者としての業務も行う事になると思いますが、担当する南部エリアの要支援プラン数は何件くらいあるのでしょうか。また、現在稼働している予防プランの直プランと委託プランの内訳を教えてください。 また、ゆうあいセンターが現在地域包括として猪名川町で運営されていますが、ゆうあいセンターからのプラン引継ぎなどはあるのでしょうか。 もしあるとしたらどの程度の数でしょうか。</p>	<p>募集区域における予防プラン数は、基幹型包括直営分が50件程度、居宅介護支援事業所への再委託分が90件程度です。（令和5年1月） 現在、基幹型包括で担当している予防プランについては、利用者及びご家族の了解が得られたケースについて順次引継ぎを行う予定とさせていただきますので件数は今後の状況によります。</p>